

災害時における救援物資提供に関する協定書

東御市（以下「甲」と言う）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

第1条 （目的）

本協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 （協力の内容）

1. 甲は東御市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、東御市災害対策本部が設置された場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の提供を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害による断水又は避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。
- (2) その他、甲が必要と認めるとき。但し、この場合において、甲は乙に対し、要請の前に協議を行うものとする。

2. 甲が第1項の要請以外に商品を使用した場合は、乙は甲に使用した商品の実費を請求するものとする。

第3条 （フリーバンドキーの取扱い）

乙は、前条に定める商品の提供にあたって、商品を提供する為の災害対応自動販売機のフリーバンドキー（以下「鍵」という）を甲に貸与（2本）するものとし、甲は、鍵の預り証を発行するとともに、その鍵を善良なる管理者の注意をもって管理をするものとする。

尚、甲が鍵を紛失した場合は、鍵の交換費用の実費を乙に支払うものとする。

第4条 （協力要請および実施）

1. 甲は、本協定に基づき商品の提供が必要な場合、乙に対し別紙救援物資提供要請書による協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。
2. 乙は、甲から前項に定める内容にて協力要請があった場合、要請内容を確認のうえ、甲に対し商品提供の諾否の通知を行うものとする。ただし、甲が鍵の貸与を受けながらも乙に連絡が取れない場合においては、甲の判断により商品が無償提供できるものとする。この場合、甲は、事後速やかに乙に報告し、別紙救援物資提供要請書を提出するものとする。
3. 乙は、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に提供する。提供場所は、避難所等甲の指定する場所に納入するものとする。なお、提供される飲料水の対価は災害発生前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。
4. 自動販売機の機内在庫状況およびライフラインの停止等協力要請時点または要請後の状況次第では、商品の提供ができないことを、甲は承諾するものとする。
5. 災害等による通信障害や自動販売機の予期せぬ故障など、乙の責に帰することのできない事由によって無償提供ができなかった場合、乙は一切責任を負わない。

第5条 (反社会勢力との関係遮断)

1. 甲および乙は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号の定める暴力団を始めとする反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議が取り纏めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定める反社会的勢力)ではないこと、および反社会的勢力との関係を一切遮断していること、ならびに今後も遮断することを表明し、保証する。
2. 甲または乙は、相手方に次の事由が一つでも認められる場合、何らの通知・催告の手続をせず、直ちに本協定を解除することができる。その場合、乙は、甲の承諾なく自動販売機を撤去することができる。
 - ① 反社会的勢力であるとき、または反社会的勢力であったとき。
 - ② 反社会的勢力を利用するなど前項に違反したとき。
 - ③ 自らの属性にかかわらず、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号の定める行為を自らが行い、または、第三者を利用して行わせたとき。
 - ④ 相手方に対し、詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが用い、または、第三者を利用して行わせたとき。
 - ⑤ 相手方に対し、業務妨害を自ら行い、または、第三者を利用して行わせたとき。
 - ⑥ その他、前各号と同視される事項が発生したとき。
3. 甲または乙が前項の規定に基づき本協定を解除した場合、解除権を行使した当事者は相手方に対し、一切の損害賠償義務を負担しない。

第6条 (機密情報の取扱い)

甲および乙は、本協定書および本協定の履行を通じて知り得た相手方に関する情報(以下、機密情報という)を、機密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者へ開示または漏えいしてはならず、また、本協定の目的以外で使用してはならないものとする。なお、本条の規定は、個人情報に関しては、本協定終了後も期限の定めなく存続し、その他の機密情報に関しては、本協定終了後3年間存続する。

第7条 (協定の有効期間)

1. 本協定の有効期間は、2020年6月12日より2025年6月11日までの5年間とする。なお、この期間満了の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも、何らの申出のない場合は、本協定はさらに1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本協定が終了、且つ乙の甲に対する鍵の貸与がある場合、甲は乙に対し終了日から1ヵ月以内に鍵を返却するものとする。

第8条 (連絡先)

1. 甲は、乙に届け出た連絡先を変更した場合、または同連絡先に1週間を超えて連絡が付かない事情が発生した場合、速やかに新たな連絡先を乙に届け出る義務を負う。
2. 甲が前項の義務を怠った結果、乙から甲に対してなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとし、乙から甲への連絡がなされたものとみなす。
3. 甲が乙からの返答を要する連絡に対してその翌日から起算して2週間以内に返答をしなかった場合、乙は何ら催告や通知を要せず、直ちに本協定の全部または一部を解除することができる。



第9条 (協定外事項の協議)

本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

2020年6月12日



長野県東御市県281-2

甲

東御市

市長 花岡利夫



長野県東御市加沢字原 1406-1

乙

北陸コカ・コーラボトリング株式会社

東信支店

支店長 両角 潔



様式1 (第4条関係)

救援物資 (飲料水) 提供要請書

20 年 月 日

北陸コカ・コーラボトリング株式会社 様

災害時における救援物資 (飲料水) の提供に関する協定第2条第1、2項の規定により、次のとおり要請します。

| | | |
|------------------------|------------------|---------|
| 飲料水の種類及び数量 | 災害対応型自動販売機内商品に限る | |
| 要請の事由 | | |
| 救援物資使用日時 | | |
| 救援物資使用場所 | | |
| 電話要請日時 | | |
| 電話要請者 応答者 (北陸コ社) 氏名 | 要 : | 応 : |
| 物資搬入等における 担当者 | 部署名 氏名 | 課 電話 |
| その他 | | |

住所 : 長野県東御市 281-2

印